

石川県公安委員会告示第 65 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、金沢市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 23 日

石川県公安委員会

- 1 合意した者
  - (1) 北陸鉄道株式会社
  - (2) 西日本ジェイアールバス株式会社
  - (3) 石川県公安委員会
  - (4) 金沢市
  - (5) 北陸信越運輸局
- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称  
別紙のとおり
- 3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲  
2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が、(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。
  - (1) 運行事業者  
株式会社富士タクシー
  - (2) 事業形態  
一般乗合旅客自動車運送事業
  - (3) 事業  
チョイソコかなざわ運行事業
- 4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項  
2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別紙

番号	停留所の名称	所在地
1	向陽高校前	石川県金沢市大場町東 595-1 先
2	加賀八田（上り）	石川県金沢市八田町東 561 先
3	八田北	石川県金沢市八田町東 1555-1 先
4	才田	石川県金沢市才田町は 84 先
5	高田	石川県金沢市東長江町い 7-22 先
6	春日町（上り）	石川県金沢市春日町 8-6 先
7	春日町（下り）	石川県金沢市小金町 5-17 先
8	柳橋（上り）	石川県金沢市柳橋町ハ 24-2 先
9	湖陽住宅口	石川県金沢市南森本町口 79-8 先
10	湖陽住宅（下り）	石川県金沢市湖陽 2-1 先